

委員 長 報 告 書

さる 3 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 39 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 43 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について
を審査するため、3 月 15 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 39
号は全会一致で、議案第 43 号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと
決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 39 号は、高齢化に伴い、医療費、介護費、後期高齢者医療費が増
加する中、国民健康保険特別会計の平成 21 年度、22 年度の決算状況及び 23
年度予算の執行状況から、保険財政の健全な運営を図りながら被保険者の負
担を少しでも軽減できないかとの観点に立ち、24 年度予算について詳細に
検討した。その結果、国民健康保険税率について、医療分は引き下げ、介護
分は引き上げ、支援金分は現行どおりとするもので、引き下げが全被保険者
に及ぶよう改正するものである。

委員から、保険税率の引き下げに至った経緯について ただしがあり、保
険税率については、毎年度、当初予算編成時の前年 12 月に、不確定要素も
ある中で歳入・歳出を予測し、検討している。24 年度においても当初の算
定時点では税率が引き下げに至るような想定はできなかったが、その後、21
年度、22 年度の決算状況に加え、23 年度の執行状況から歳入の修正を行っ
た結果、今回の引き下げに至った との答弁がありました。

議案第 43 号は、介護保険制度について、3 年に一度事業計画を見直して
おり、今回、平成 24 年度から 26 年度までの第 5 期の保険料率を定めるもの
である。第 5 期の保険料については、県・市の基金取り崩し等による抑制策
を講じているが、毎年度、要支援・要介護認定者は二百数十人、標準給付費

は2億数千万円、それぞれ増加が見込まれるなどの状況に加え、国の制度改正等による影響など、増加要因も大きく、第1号被保険者の保険料基準額を第4期の月額4,925円から5,750円に引き上げが必要となるものである。また、保険料の急激な上昇の緩和と低所得者の負担軽減を目的として、第1号被保険者に係る介護保険料の段階区分を7段階から9段階に改めるものである。

委員から、保険料の増額による被保険者への影響について ただしがあり、基金を取り崩すなど、できる限りの抑制策を講じたが、被保険者の負担は増える結果となっている。しかし、保険料の段階区分の細分化などにより低所得者の負担軽減を図っている との答弁がありました。

本条例案が可決されなかった場合の具体的な影響について ただしがあり、介護事業者に介護報酬を支払うための財源が不足するので、事業の執行に支障を来すことになる との答弁がありました。

介護報酬の抑制策について ただしがあり、国の指導では、サービスを受ける可能性の高い方を対象に介護予防事業に取り組み、また、実施中のケアプランが適切であるかを市町村が見極めなければならない。本市の介護予防事業により、参加者が元気な状態を維持できているとの実感はあるものの、実際に介護給付費や医療費の抑制に対し数値的にどの程度の効果が出ているのか算定できていない との答弁がありました。

個々のケアプランの内容を精査し改善することにより、介護給付費を抑制することはできないか とのただしがあり、和歌山県が策定した介護給付適正化計画において、ケアプランのチェックが示されている。本年度、県の支援を受けて、和歌山県の担当者及び和歌山市にある事業所の主任ケアマネージャーらが本市の3事業所の3ケースについてチェックを行っている。ケアプランはケアマネージャーが作成し本人や家族の承認を受けているが、より熟練したケアマネージャーがチェックすることで、より適切なケアプランが提案されるなど、改善すべき点が指摘されている。指摘を受けた点は改善に向かっているかを次のケアプランで事後チェックすることになっている。このことにより適正化を図ることは可能であるが、ケアプランは年間約2万6,000件と膨大な数にのぼっており、県支援のチェックだけでは対応件数が

少ないため、サービス内容が多いケアプランを一部抽出する等、今後は可能な範囲で市独自のチェックを実施したい との答弁がありました。

個々の要介護度は様々なサービスや予防事業を行うことでどのように変化するのか とのただしがあり、個人によって状況は様々であるが、基本的には加齢とともに重度化する傾向にあり、できる限り現状維持ができるよう積極的に介護予防事業を展開している。また、個々にはリハビリや手術を受けることで身体機能が回復し介護度が軽度になる場合もあるが、認知症の場合は、回復は難しく介護度は現状維持、もしくは重度になる場合が多い との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、第1号被保険者のうち保険料の基準月額以下の方が3分の2を占めていることから、所得の低い方の割合が多く、今回の保険料引き上げは生活に及ぼす影響が非常に大きいと、本議案に反対する との討論がありました。

賛成の立場から、保険料の増額が市民生活に及ぼす影響は非常に大きいと考えるが、介護給付費が凄まじい勢いで増えている中、第5期の需要予測は決して過大なものでなく適切に算出されており、低所得者に対してもできるだけ配慮した形で保険料を算定している。保険料を増額しなければ介護保険制度が維持できないため、今回の保険料の増額はやむを得ないと考え、本議案に賛成する との討論がありました。

賛成の立場から、介護給付費が毎年2億数千万円増える中で、制度を維持するためには保険料の増額はやむを得ず、被保険者の所得の分布によって低所得者への配慮を行うなど、今考えられる最善の策を講じていると考え、本議案に賛成する との討論がありました。